

特集1：「市民社会・団体・国家」

中国における財界と業界

高見澤 磨

序

小論は、2013年5月31日に東京大学・東洋文化研究所において行われた「社会体制と法」研究会における報告をもとに、先行研究の整理と課題の抽出を行うものである。

中国において商工業を営む者が団体を形成するにあたっての法的根拠及びそうした団体が法の形成や執行の一部を担うことにより「公」または「公共」を担うという側面を検討する。清末・民国の商会や同業公会は市民社会の萌芽であり、その可能性は人民共和国初期までであったが、1950年代中期の急速な社会主義化の中で失われたという仮説をたてた上でそれを検討する。また、1990年代以降の市場化がどの程度1950年代初期までであった可能性の復活とみることができるかについても検討する。

一 「ギルド」史≒共同体論

ここでは、中国法史研究や社会経済史研究において行われた「ギルド」研究について触れる。中国における伝統的な同業者団体をGild（またはGuildときにChamber）と呼んでの研究は19世紀から行われ、日本でも昭和初期から「ギルド」と呼んで研究が行われてきた。その最初のまとまった成果は、根岸佶『支那ギルドの研究』（斯文書院、1932年12月）である¹。その後1940年代前半において、ギルド調査を行ったのは、仁井田陸及び今堀誠二であった。その成果は、仁井田陸『中国の社会とギルド』（岩波書店、1951年11月）²や今堀誠二『中国の社会構造：アンシャンレジームにおける「共同体」』（有斐閣、1953年12月）などであった。仁井田は1966年にその生涯を終え、その全蔵書と中国契約文書等は夫人より東京大学・東洋文化研究所に贈られ（一部は購入）、1968年に仁井田文庫として収められた。1999年3月には東京大学東洋文化研究所の東洋学文献センター叢刊として『東京大学東洋文化研究所仁井田文庫漢籍目録 附和洋書』が刊行された³。本目録「現代書之部」の「政治、法律」のうち「附章程」には目録通算番号1057から1101の45件が収められている。このうちの大部分は、名称・形式に若干の種類があるものの、同業公会章程や商会章程の類であり、このうち17件が注2所掲の『北京工商ギルド資料集』に収められている。同業公会は近代において設けられた業界団体であるが、近代以前からの同業者団体との連続性を強く意識して研究が行われてきたことが資料の残り方からもうかがうことができる。

歴史学の用語法として中国の伝統的な同業者団体やその拠点でもあった「会馆」、近代における同業公会などをギルドの語を以て研究することが適切かどうか、という議論もありうるところ

であり、とくに会館ではなく道教系の「廟」を拠点とするような場合にはさらに議論の余地は大きい⁴。仁井田は、中世都市自治の主体のひとつとしてギルドがあったヨーロッパとそうではない中国との差異を強調しつつも、同業者の互助を軸とする仲間という意味においてギルドの語を用いている。外国資本の支配や軍閥割拠の状況から脱して、民族資本が発展し、国内市場が形成されれば、中国のギルドは終焉を迎えるであろうとし、中華人民共和国成立後は、ギルドは役割を終えているとする。また、同業公会の章程のような近代以降のものは、その文言の効力に乏しく、伝統的なギルドには、倫理的・強制的契機がより強く見られるとする。

この面での先行研究の蓄積は、次のふたつの面で留意すべきである。第一に、収集された資料及びその整理においては、これを今後も活用すべきである。第二に従来の研究が中国的な共同体の有無に大きな関心を寄せていたことである。中国にも共同体と呼ぶべきものがあるとなれば、それはヨーロッパと同じか否か、仮に異なるとすればその特徴はなにかといったことである。これらの課題には、そもそもとくに共同体という概念を用いることの適否も含まれる。しかし小論は、中国共同体論争にはたちいらない⁵。

二 市民社会論≡清末・民国における市民社会の萌芽？

1. 前史：共同体論的研究から近代商会・同業公会研究へ

徐鼎新・銭小明『上海総商会史（1902-1929）』（上海社会科学院出版社、1991年7月）⁶は上海総商会が成立した1902年から国民党政権下で活動を停止させられた1929年までを中心に通史的に研究した成果である。19世紀末から20世紀初頭にかけて新聞雑誌などを通じて西洋や日本の商工会議所を知った商人たちは、上海にも既存の業界団体である「行幫」を超える団体の必要姓を認識し始めた（32頁）。1898年の戊戌変法のときには上海・漢口で商会を設立する旨の上諭が出されたが、この変法は失敗に終わり、商会も設立されなかった（34頁）。1902年の清英通商航海条約交渉においてイギリス側は在上海イギリス商会の意見などをとりいれて交渉を主導したため、盛宣懷もまた商会の必要を痛感した。そこで上海商業会議公所の準備作業が始められ、1902年2月22日に正式に発足した（39-42頁）。1903年には清朝に商部が置かれた。1904年1月には「商会簡明章程」が制定され、省会や開港地などには商務總會を、それ以外の地にも分会を設けることが定められた。5月には、これに基づき上海商務總會と名を改めた。1905年にはアメリカの移民排斥に反対する活動の主体のひとつとなった。1907年には商律草案の検討を行い、意見表明を行った。辛亥革命前後には国内的には上海の自治を求め、租界においては中国人の参与の機会を求めた（第五章）。1912年2月29日には上海総商会が成立した。成立直後には、南京臨時政府に対して参議院に商会推薦議員を置くことや商務振興策をたてることなどを求めた。10月15日から11月15日には全国臨時工商會議が開催され、上海総商会の主要な人物も少なからず参加した。ここで重要な議題となったことは、商務調査、産業振興、商学振興、金融恐慌への対処、商律・商税、商事裁判などであった。こうした中で上海総商会は指導的立場に立った。1914年には政府の商会法に対して反対する旨の議論を展開した。当時の全国商会連合会－総商会－分会－分所の体制を改めようとする政府商会法への反対であった。農商部は当初その意見を容れなかったものの、商

会法に定める「商会」には連合会・総商会を含む旨の解釈を示して反対運動は一定の成果を挙げた（第六章）。税制・金融・五四運動・五三〇運動・不平等条約改正など経済と政治とにまたがる問題に関わったものの、国民党政権成立後は国民党にそうした政治性によって疎まれて1929年5月に活動を停止させられた（第六～十一章）。

上海総商会が国民国家形成において示した政治的役割をかなり詳細に示した研究成果である。また、商会研究がその後続々と発表され重要な研究分野となっていくが、その第一歩を示すものとして重要である⁷。

商会関連資料の残存状況及び整理状況から、量的に豊富なのは、天津及び蘇州である⁸。天津市檔案館所蔵の資料を整理した成果が天津市檔案館・天津社会科学院歴史研究所・天津市工商業聯合会『天津商会檔案彙編』（天津人民出版社）である。1989年から1999年にかけて全5輯10巻として出版された⁹。1902年設立の官辦の天津商務局が前身である。1903年の天津商務公所を経て、1904年の商会簡明章程により、その年の11月16日に天津商務總會へと変わった。彙編のうち分量的に最も多い1912年から1928年の民国前期において商会は組織的整備が進んだ。他面で天津の地勢的要因から軍閥との関係も断ち難かった。国民党政権下でも商会法の改正にとまなう改組が行われ、国民党政権の監督下に置かれるようになった。日中戦争下では日本側の傀儡政権のもとの統制・動員機構となり、1949年1月に解放軍により陥落すると、3月から天津市人民政府工商局は天津市工業会及び各工業同業公会に対する調査を開始し、1950年3月20日に天津市工商聯合会籌備委員会を設立、1950年4月29日に天津市工商聯合会が正式発足した。こうして天津市工商業聯合会にとってかわられたが、同聯合会は天津市商会とも別称され、今日に至っている。

天津と並んで資料が多く、整理が進んでいるのが蘇州である。華中師範大学歴史研究所・蘇州市檔案館『蘇州商会檔案叢編』は、第一輯1905年－1911年（1991年9月）、第二輯1912年－1919年（2004年6月）、第三輯1919年－1927年（上下、2009年6月）、第四輯1928年－1937年（上下、2009年6月）がすでに出版されている。第一輯前言によれば、清末八大商会のひとつであった（北京、天津、上海、南京、武漢、広州、重慶、蘇州）。このうち資料が大量に現存しているのは天津と蘇州である。1905年に蘇州商務商会の名で設立された。設立直後より商事紛争解決を行い始め、1909年からは商事慣習調査も行っている。また、派生的団体として「商団」「体育会」なる自警組織を持った。

華中師範大学中国近代史研究所・蘇州市檔案官合編『蘇州商団檔案彙編』（上・下）（四川出版集團巴蜀書社、2008年1月、国家清史編纂委員会・文献叢刊）は商団についての資料集である。「序言」によれば、1905年にアメリカの移民排斥の動きに対して米貨ボイコットの運動が起こると、「軍国民教育」として商業会にも「健身団体」が創設されるようになった。商人や店員の余暇のスポーツ活動の中に軍事教練もとりに入れたものであった。余暇のスポーツを通じて健全なる心身を作るという営為自体が近代国民国家形成と関わりの深いことがらであり、また、それが地域の治安（さらには国防を含む）自治にまで至る点は極めて興味深い。

商会全体を中国近代史に位置づける作業も行われている。その初期の重要な研究成果として虞和平『商会與中国早期現代化』（上海人民出版社、1993年6月）がある。書名にいう「早期現代化」とは「近代化」であり、農業社会から工業社会への過渡期の過程に用いられるものであり、とく

に非西洋社会が西洋の科学技術を用いて工業化を行うこと、及び、それに伴って伝統社会が変容する過程がこの概念のうちには含まれている。1987年に華中師範大学で章開沅・張仲礼・丁日初などの経済史学者が企画した「対外経済関係與中国近代化」国際シンポジウムからこの概念を用いての研究が本格化したとする（前言）。第一章では関連する概念及び中国近代史に即しての特徴が整理される。本書は上編・下編から成る。上編は「商会與資産階級自身現代化」（商会とブルジョアジー自身の近代化）、下編は「商会在早期現代化中的作用」（商会の早期現代化における役割）として議論を進める。

上編は、第一章「従行業性整合到省区性整合」、第二章「従区域性整合到全国性整合和走向世界」、第三章「従伝統到現代」から成る。行会は名称としては公所、会館、公会、公墅、堂、宮、殿、廟などがあり、とくに公所と会館が多い。アヘン戦争前までは新規入会に対しては制限的であったが、アヘン戦争後開港地が形成されると入会規制はゆるやかになり、組織拡大を目指すようになる（44-46頁）。業態に対しても制限的な態度から新規業態開拓へと向かうようになる（46-51頁）。また、外国商人による中国での商工会議所的組織たる商会が設立されるようになった。アヘン戦争前の1834年には広州にイギリス系の商会が設立され、アヘン戦争後には上海に外国人商人による上海商総商會が設立された（62頁）。中国において最初に西洋型の商会を紹介したのは鄭観応であるとする（1895年。65-66頁）。その後、1902年、イギリス・アメリカ・日本・ポルトガルなどと上海において通商航海条約交渉にあった盛宣懷によって上海に商会設立が要請され、上海商業會議公所が設立された。外国側商会による要望が外国側外交筋への圧力や助けとなっていることへの対処であった。1904年からは商部の管轄下での正式な法人としての商会設立が始まる（73-84頁）。清朝は商会を産業振興や徴税促進の手段としたが、商会は政治改革をも要求するようになった。辛亥革命後の一時期は政府と商会とによる協力的側面が強かったが、1914-1915年においては政府による商会規制が試みられ、緊張した場面もあった。国民党政権期においては、国民党による動員体制に位置づけられたが、他方では商会との利害一致するところもあった（とくに商会が産業保護を求める場面では）（84-92頁）。第二章では、組織形態と活動形態とが検討されている。第三章では商会と伝統的行会との関係が述べられている。伝統的行会のメンバーが商会の主要なメンバーでもある。また、活動面でも相似性が見られるとする。このことを、虞は行会の「潜在適応性」として説明している。即ち、近代的商会が果たした役割は行会においても一定程度果たされており、行会は近代社会に対して潜在的には適応可能であったとする。その違いは規模にあり、行会が一定の業界や同郷団体的なものであったのに対し、各種業界を統合した商会は規模が大きく、さらにその聯合組織を形成するまでに発展した。また、それが国家により法人として認められた。そうした組織を背景に政治的要求をも行う団体にまでなったことに「現代性」を読み込んでいる。

「下編 商会在早期現代化中的作用」は「第四章 商会與資本主義經濟的發展」、「第五章 商会與資産階級の政治参与」、「第六章 商会與資産階級民主政治的努力」、「第七章 結論和啓示」から成る。1907年に上海商務總會が中心となって全国商会商法討論會が開催されて以降、立法への参与が始まった。また、実業教育や対米経済交渉なども行い、立憲運動の担い手にもなり、ときに反米・反日運動や国権回復運動の担い手ともなった。こうした姿が第四章から第六章において

描かれている。以上を受けて、第七章ではこうした活動が所期の目的を必ずしも達成できなかった原因として、政府の無力と商会自体の力量不足とを挙げ、さらにその背景として、規模と財務との面における個々の企業の弱さと国民所得の低さがあったとする。「早期現代化」の起動者でありつつもその目的を達成できなかったと結論づけている¹⁰。

虞に続いて商会研究の中心となっているのは馬敏及び朱英である。

馬敏・朱英『伝統與近代的二重奏—晩清蘇州商会個案研究』（巴蜀書社、1993年7月）は、序言（章開沅）において、1964年に中国近代社会歴史調査研究会の企画があり、そこでは社会集団研究の重要性が主張されていたものの実現できず、むしろ章自身が翌年には批判の対象となったこと、1980年代初めにこうした研究企図が復活し、また蘇州商会資料の整理が始まったこと、近代の過渡性や多様性から、個々の人物・団体の実証的研究が重要であることなどを紹介する。この序言は、短文ではあるが興味深い。前言では、同書が『蘇州商会檔案叢編』編纂作業の成果であり、また、社会史や市民社会論と密接な関係を持っていることが述べられている。

蘇州商務總會は1905年に商部の批准を受けて正式に成立した（50頁）。米貨ボイコットの時期でもあり、そのための運動母体の側面もあった（52-53頁）。第二章では「蘇商体育會」（後の「蘇州商團」）、「市民公社」などの関連団体についても説き及んでいる。「市民公社」は清末自治運動の産物であり、商團が商会からの資金供給によるのに対して会費制であり、消防に重点を置くものであった。その他各種の組織との関係は115頁の図に示されている。商会の果たした役割としては、政府と財界とを結ぶこと、財界自体の連絡を行うこと、経済状況や商事慣習（「商業習慣」）を調査すること、実業教育、産業振興、商事紛争解決などであり、関連団体まで含めれば、消防、衛生、都市計画、慈善事業にまで至る（第三章）。また、上記米貨ボイコットや權益回収、増税反対、辛亥革命との関わりなどが第五章から第七章で示される。その説くところは概ね徐・錢1991年書や虞1993年書と同様であるが、蘇州商会関連資料に基づく点で特徴があり、また、辛亥革命が一段落したところで政治的活動よりは実業中心に移行することを指摘する点では若干異なるところがある。

これに続く成果が、朱英『転型時期的社会與国家—以近代中国商会為主体的歴史透視』（華中師範大学出版社、1997年）である。同書は、章開沅の「序一」、鄭正来の「序二」で始まる。いずれも市民社会論との関係で同書を紹介する。論じられる具体的な事柄は、馬敏との1993年共著を詳細にしたものである。導論では1970年代以来の日中の商会研究史が整理され、また、国家と社会や市民社会といった方向からの1990年代のアメリカの中国研究が整理され、その上で商会が公共を担う側面の研究の重要性が説かれている。第五章では中国史研究に市民社会概念を用いることの可能性と重要性とが説かれている。第五章の記述を見る限り、民間団体が公共を担うような社会を市民社会と呼んでいる。それは自治でもあり、また、団体自身が構成員による運営がなされるという意味でも自治である。第十三章では1993年共著では描かれなかった国民党政権期の国民党との緊張関係の中で財界団体が国民党の動員装置となっていく様を論じている。

馬敏『商人精神的嬗變—近代中国商人觀念研究』（華中師範大学出版社、2001年10月）は書名が示すようにウェーバー流に商人のEthicsやSpiritに着目する研究である。杜維明の説を引き、また、余英時による留意点も引きつつ、東アジア精神と資本主義との結びつきに着目する。企業精

神や企業文化の研究である。故に行会や商会についての専論ではない。商会の成立は、商人や商行為が公を担うものとして認められたことのひとつとして位置づけられている(95-99頁)。また、官府にも工商業にも通じる「紳商」が清末の「商」の重要な担い手であり、商会もまた彼らによって担われたので、その意味において中国的な市民社会を議論することも可能であることを指摘する(135頁)。さらに、清末に商事法令の制定や商事慣習調査が始まり、商会もそれと関わったことで商人の法意識の深化があったとする(五)。

朱英主編『中国近代同業公会與当代行業協會』(中国人民大学出版社、2004年12月)は、その標題が示すように、近代に形成された業界団体たる同業公会と中華人民共和国において、とりわけ市場メカニズムを導入して以降形成された業界団体の総称たる行業協会とを研究対象としたものである。

導論(馬敏)では商会研究の蓄積、1980年代以降における業界団体の復活という現実、市民社会論や公共領域論のから行う成果、制度論からの成果、会館史研究などからの発展として位置づけられる。また現在の行業協会は「合作主義」的に定位されるべきであるとする。第一章(朱英)では研究史が詳細に整理されている。但し、その対象の大部分は近代史であり、現在の業界団体についての研究の整理ではない。第三章(魏文亨)は、同業公会を「民間性、自発性的組織」としている(123頁)。国民党政権は、商会及び同業公会を国民党指導下の商民協会への改組統合を企図したが、失敗に終わり、政府が団体を把握するにとどまる形で工商同業公会法を定め、各業界の大部分の企業が同業公会に参加するようになったこと、1938年の新たな「商会法」及び「同業公会法」においては加入強制の規定が設けられたこと、中華人民共和国成立後どのような過程で消滅していったのかについては、1956年の大規模で急速な社会主義化の頃に消滅したらしいことまではわかっているが、それ以上については研究が乏しいことなどを指摘する(161頁)。164-183頁でその過程につき一定の整理を行っている。1949年8月に中共中央が「關於組織工商業聯合会的指示」を発し、1951年7月にはこれが共産党指導下の統一戦線組織のひとつであることが政務院副総理の陳雲の談話で示された。1952年8月には政務院より「工商業聯合会組織通則」が公布された。これにより同業公会は独立組織ではなく、中央・省・県の三級に組織される工商業聯合会(以下、工商聯)の下部の専門組織となり、工商聯の会員ではなくなる(会員は公私の企業)。この点は清末・民国期の商会と同業公会との関係とは異なる。第八章以降が中華人民共和国とくに1957年以降の状況についての検討となる。これについては小論三の2で内容に触れる。

商会や同業公会が近代の産物であると同様に、法人制度や会社制度もまた近代の産物である。清代に個人商店や合股型の事業であったものがそのまま継続する場合もあったろうし、会社や各種の法人の形態に衣替えしたのもあったろう。これら営利事業体を広く企業と呼ぶならば、近代企業史もまた小論の研究と関わりの深い分野であるが、そこまで広げる準備は現在の筆者にはない¹¹。

三、人民共和國：市民社会の可能性と消滅と復活（？）

1. ハバマス訳書以後の論壇

人文・社会科学の枠組についての議論は1990年代以降の中国学界の特徴のひとつであり、本章と関連するところで若干の整理を行う。この面での議論を進めてきたひとつは、外国作品の翻訳である。

共同体に関しては、斐迪南・滕尼斯『共同体與社会』（商務印書館、1992年2月。林栄遠訳）がある。これは、Ferdinand ToenniesのGemeinschaft und Gesellschaft : Wissenschaftliche der reinen Soziologieの翻訳であり、1935年の原作であるが、同書は1991年に出版されたものを底本としている。

「公共領域」「市民社会」（「公民社会」と呼ぶこともある）などの語が盛んに用いられるようになったのは、学林出版社の「欧洲思想系列」（第一批）として出版されたハバマス（Juergen Habermas）の三書の影響が大きいに思われる。

哈貝馬斯著、曹衛東・王曉（珏）・劉北城・宋偉傑訳『公共領域的結構轉型』（学林出版社、欧洲思想系列、1999年1月）（Strukturwandel der Öffentlichkeitの1990年版の訳。「訳者後記」に翻訳についての情報が若干あり、それ以上の解説は曹衛東「從“公私分明”到“大公無私”」『讀書』1998年6期を参照することを望む旨の記述がある）。

哈貝馬斯著、郭官義・李黎訳『認識與興趣』（学林出版社、欧洲思想系列、1999年1月）（Erkenntnis und Interesseの訳であり、1993年11月23日付けの「致中国読者」という中国版向けの序を有する。また、「訳者前言」はハバマスの経歴、作品、本書の解題があり、附記では1980年代の中国におけるフランクフルト学派研究の一端が紹介されている）。

哈貝馬斯著、李黎・郭官義訳『作為“意識形態”的技術與科学』（学林出版社、欧洲思想系列、1999年1月）（Technik und Wissenschaft als "Ideologie"の訳。「中訳本序」に解題がある）。

これらハバマスの著作の中国語訳によって、中国の論者も体系的に自らの議論のよりどころのひとつを得た。

こうした翻訳活動のほかに、団体の社会的意義やそれと関連する概念についての議論のフォーラムも、シリーズものを中心とした出版活動の中で見られるようになっていく。生活・讀書・新知三聯書店の『公共論叢』、三聯書店（香港）による王寧主編『現代政治透視叢書』、中国社会科学出版社による『政治思潮叢書』、山東人民出版社の『当代中国非政府公共組織研究叢書』などを挙げるができる。

これらは、清末・民国の近代史研究にも、現在の中国についての議論にも、議論の枠組みを提供している。

近年、市民社会論を法理学の立場から積極的に検討しているのは馬長山である。その『国家、市民社会與法治』（商務印書館、2002年2月）は市民社会を法の支配や法治主義の側面から論じ、人権保障と権力の制約とが現代法治の基本であるとし、民主政治と市場経済とに適應する自由と理性とによる自律があるべき市民社会とする。また、『法治進程中的『民間治理』—民間社会組織與法治秩序關係的研究』（法律出版社、2006年5月）は前書で示した価値を前提に民間社会組織の重要性と結社の自由の重要性とを強調している。行業協会について専論の章節は立てられて

いないが、各所で必要に応じて言及されている。附録として「黒龍江省民間社会組織能力建設調査統計結果」が附されている。

趙立波『事業単位改革—公共事業發展新機制探析』（山東人民出版社、当代中国非政府公共組織研究叢書、2003年9月）は、第一章で概念・沿革を整理する。「事業単位」という用語は1955年の第一期全国人民代表大会第二回会議の1954年決算及び1955年予算報告において用いられたのが最初であるとする。その概念は必ずしも定まったものではないとする。1998年に「事業単位登記管理暫行条例」及び「民辦非企業単位登記管理条例」が出たことにより、「事業単位」とは国有事業単位であり、それ以外が「民辦非企業単位」となることになったが、それまでは、所有制の観点からの区別は行われてこなかった。非営利の社会的サービス提供に特徴があるとする（第一章）。主たる業務は「教育」「科研設計」「文化芸術」「新聞出版廣播電視」「衛生」「体育」「水利」「城市公用」「社会福利」「交通」「機関附属」であるとする（第5章）。1章から3章は概念の整理、沿革、現状などを内容とし、第4章から第8章は変化や改革の方向が議論されている。

畢監武『社団革命—中国社団發展の經濟学分析』（山東人民出版社、当代中国非政府公共組織研究叢書、2003年9月）は第3章で概念の沿革を整理している。中華民国期の1932年に「修正民衆団体組織方案」が公布され、農会、漁会、工会、商会、工商同業会、学生会、婦女会、文化団体、宗教団体、公益団体、自由職業団体その他中央が審査・許可した団体が「民衆団体」とされていたとする。故に国民党による管理の側面の強い制度であった。中華人民共和国となって1950年に「社会团体登記暫行辦法」を政務院が制定し、社会团体を「人民群眾団体」「社会公益団体」「文芸工作団体」「学术研究団体」「宗教団体」その他とし、全国団体は内務部の、地方団体は当該地方政府の管轄と定められた。1989年には「社会团体登記管理条例」が制定され、1998年には改正された。民政部の管轄となっている。第4章では、市民社会論との関係にも触れている。第5章は「市場經濟與社団組織發展」と題して、業界団体についても議論しているが青島の例を引いてまだ力不足であるとする（業界全体の信用の向上、団体の規模、人材などの点で）。第7章は「行業協會」と題して、業界団体を専門に論じている。現状の問題点として、団体数の少なさ、代表性の低さ（会員の多くは国有系の企業で、外資企業や民営企業の組織率が低い）、政府官員の兼職が多く、行政的色彩が強いなどを挙げている。

2. 「工商聯」（工商業聯合会）と「行業協會」（業界団体）

二でとりあげた朱英主編『中国近代同業公会與当代行業協會』（中国人民大学出版社、2004年12月）は、その第八章以降が中華人民共和国、とくにその1957年以降についての記述である。第八章の記述を整理しつつ概観すると、1957年に「關於改進工業管理体制的規定」及び「關於改進商業管理体制的規定」とにより集権的計画的管理体制が開始された。その後こうした体制は改められ、1984年10月に中共中央「關於經濟体制改革的決定」により計画メカニズムを主として市場メカニズムを導入し、また、計画においては徐々に強制力ある指令性計画を減少させ、強制力のない指導性計画へと移すことと国営企業に自主権を与え、国有企業とすることが定められた。1986年には省市二級の統括会社たる「行政性公司」が廃止され、1988年には中央での行政改革も行われ、政府が直接に業界を管理するのではなく、業界団体を通じて行う道筋が生じた。こうし

て1980年代から1990年代初頭（早いものでは1970年代末）に多くの業界団体（「行業協會」）が生まれた。1989年には國務院機構改革辦公室は「關於健全行業協會若干問題的意見」を發し、また、社会团体登記管理条例が制定された。これらにより行業協會は整理された。業界団体の多くは政府外郭団体的なものであったが、温州などの東南沿海では民間自発のものが見られるようになった。1992年以降の全面的市場メカニズム導入により行業協會の重要性が高まった。1997年に上海・広州・厦門・温州の四都市が行業協會試点工作に指定された。業界全体の品質の維持・向上を主たる任務とする自律的組織として重視されるようになった。とはいっても人材面や運営面で政府との関係が密接であること、そのため政府退職者の再就職先として利用されやすいこと、会費納入率が低く財源に乏しいことなどの問題もある。こうした組織については第九章で詳述されている。工商聯下の同業公会在商會として組織されている場合や工商聯が商會を称する場合もある。業界団体と工商聯との関係が問題となる場合もある。工商聯は党と国家とが企業を指導する統一戦線の流れをくむ組織であり、1990年代以降の全面的市場メカニズム導入の時代にはそぐわないものとなっている。いかにして政府外郭団体的色彩から脱し、自律的に業界のために活動できるかが市場経済の成熟を示すとして第十一章はしめくくられている。

万智慧「蘇州行業協會發展現狀、問題及对策」（『中国非営利評論』第四卷、2009年6月、188-203頁）は、蘇州における調査報告である。問題点として挙げられる点のうち政府の登録部門の要員不足とその背景となっている経費不足は興味深い。蘇州の各区・県においては1、2名、蘇州市でも4名で、登録と「年検工作」で多忙であり、違法組織や違法活動に対する監督が十分にできないとする（196頁）。毎年の団体に対する検査が登録と並ぶ重要な日常活動であることを知ることができる。陳洪濤「転型期中国行業協會自律功能探析—以三鹿事件為例」（『中国非営利評論』第四卷、2009年6月、204-237頁）は有毒ミルク事件を取り上げている。三鹿集団は、「中国奶業協會」、「中国乳製品工業協會」、「石家莊奶業協會」の会員であって、各団体は品質の維持向上を求める文書は発していたが、それ以上の防止策は講じていなかったことを指摘する。

孫春苗は『論行業協會 中国工業協會失靈研究』（中国社会科学出版社、王名主編『清華大学NGO博士論叢』、2010年4月）においても行業協會の機能不全を指摘している。団体数は増加しているが個々の団体の組織運営や活動の質は必ずしも向上しているわけではないとする。会費納入率の低さ（20%の団体会費納入率が50%に満たない。9頁）、政府からの独立度の低さ（資金面で完全独立は71%、人事面で50%。10頁）、団体が必ずしも同業界での唯一の認証機構ではないこと（13頁）、また、その認証は政府からの授権であって業界自生のものではないこと、などの現象を例として挙げる。市場内生型の場合には消費者保護及び労働者保護の点で問題が起りやすいとする。

行業協會の研究が比較的蓄積されているのに比して、1956年以降の工商業聯合会やその系統の商會についての研究は少ない。肖海軍『商會法律制度研究』（中国人民大学出版社、法律科学文庫、2010年5月）は、「商會」を標題に含んでいるが、行業協會を含む概念として用いている。また、1950年代から1970年代までの事情についての記述も少なく、朱英主編2004年書を特段に超えるものはない。巻末には「中華人民共和國商會法（学者建議稿）」なる草案を付している。

結 または 課題

清末以前より中国には会館・公所といった同郷者の互助組織（及びその執務の建物）があり、異郷で商売を営む人々の互助組織としても機能し、かつ、一定地域の出身者が一定の商工業に従事する例も多かったので、同業者の互助組織としての意味も有していた。また、同業者たちの組織として「行会」と総称されるものもあった。これらについては19世紀から20世紀にかけてギルド研究としてかなりの成果を挙げてきた。

清末には、商工会議所類似の組織として商会制度が設立された。商会制度は民国期まで続き、中華人民共和国になると、工商業聯合会にとってかわられた。業界団体たる同業公会制度は民国期に設立された。これも中華人民共和国になって工商業聯合会内の専門組織とされた。清末から民国にかけての商会や同業公会は、一方では国家（執政党を含む）の動員・統制の手段として用いられる場合があり、他方では財界・業界の意見を国家に反映させるためにも作用した。日常活動としては、業界内の規律・倫理の確立や提供する財・サービスにおける質の向上、そのために必要な講習の組織、過当競争の防止（このことは参入規制と表裏である）、紛争の解決、各種の振興策、公益的活動などを行っていた。業界全体の利益、さらには、その枠を超えて団体が一定の公共を担っていたという評価は可能である。

中華人民共和国成立直後は公営・公私合営・私営などの各種の形態の経済活動が認められていたので、上記の物語はまだ続くかに見えた。工商業聯合会がその担い手となる可能性もなかったわけではない。しかし、1956年頃の急速な社会主義化で企業は公営化された。それ以降の工商業聯合会のあり方は不明であって今後の研究課題のひとつである。

1992年以降市場メカニズムが全面的に導入されるようになると、行業協会と総称される業界団体が重要なものとなってきている。しかし、主管部門との関係が密接であり、また、政府の機構改革によって旧来の政府部門がそのまま協会となったものなども少なくない。企業においても旧国有企業系の企業が少なくない。これらによって政府との関係で十分な自律性を確立しておらず、政府の影響力の強い外郭団体としての側面があって、このことは、しばしば指摘されている。

他方で私営企業の発展や旧国有企業系企業とはいっても競争の中で生存・発展しなければならないということも考えれば、業界の協調や業界からの政府への要求のとりまとめという機能も求められるはずである。この面では業界という範囲での公共を担いつつあるという評価も可能である。一定の重要性と自律性を獲得しつつあるからこそ共産党が団体における党組織形成を重視しつつあるという解釈も可能である。但し、行業協会と政府という関係は研究成果が蓄積しつつあるが、共産党という要素を加えた研究はいまだ極めて薄弱である。これについても今後の研究課題のひとつである。近代中国や国民政府渡台後の台湾における国民党という要素についても同様のことが課題となる。

憲法上結社の自由が認められていたとしても、下位の法令によって著しく制限され、そうした環境で設立・存続している団体は、政府（党を含む）との関係を良好に保つ必要があり、そのことが団体としての自律性に一定の制限をもたらすこととなる。他面で、そうした政治的関係を資源として自らの活動空間を確保したり、政府に対して一定の影響を与えることも可能となるとい

う側面をも有する。行業協会やそれ以外の団体研究において、市民社会論やコーポラティズムの枠組を用いる場合が多いのは、このような問題状況と適合的だからであろう。

実業界で声望を得た人物が政界で活躍するという姿もまた中国においては近代以降のことである。そうはいいつつも純粹に実業界でかちえた声望によるのか、それ以外の要素、とくに政党や官界・政界・軍人との地縁・血縁・同窓などの人的ネットワークを資源としているのかというようなことは市民社会論的考察においては今後必要な研究課題である。

秘密結社についても、近代商会や同業公会、あるいは今日の企業活動との関係について、あるいは、市民社会論との関係については今後の課題とする。

近代商会の調停的紛争解決については、今後可能ならば実証的研究を行いたい。また、慣習調査において果たした役割や立法への提言、また、解決に用いられた規範と慣習との関係などもまた今後研究すべき課題である。

最終的には、企業活動は一定の公共を担い、企業による業界団体形成やさらに財界団体の形成とそれらの活動もまた公共を担い、それにふさわしい職業倫理や商業道徳が形成され、商慣習も形成され、それらの上に商事法や競争法などの法制度が形成されるという意味で市場の成功と国家の成功とが結びつくというような幸せな物語が、一定程度ではあってもありうるのか、という問題につながるはずである。とはいっても、こうした問題設定は中国の現状からはあまりにかけ離れているという批判もありうる。中国においては法はどのように役に立っているのかという中国法研究者が常にたずねられる問題のひとつの系として議論の枠組を考えていくことになる。

注

- (1) 根岸のこの関連の成果としては、このほかに『上海のギルド』（日本評論社、1951年4月）、『中国のギルド』（日本評論新社、1953年4月）がある。
- (2) 『中国の社会とギルド』は同書出版以前のギルド研究諸論考をまとめたものである。また、ギルド関係の概観は、仁井田陞『中国法制史 増訂版』（岩波書店、岩波全書、初版1952年6月15日、増訂版1963年9月25日）にも示されている。このほか、仁井田陞『中国法制史研究 法と慣習・法と道徳』（東京大学出版会、初版1964年3月31日、補訂版1981年1月20日）には「餘録」の第五章、第六章、第七章（初出はそれぞれ1962年、1943年、1954年）にギルド関係の論文が収録されている。今堀の協力を得て行われたギルド調査で収集された資料は、仁井田没後に東京大学・東洋学文献センター叢刊の『仁井田陞博士輯北京工商ギルド資料集』（全6冊、1975～1983年）として整理・公刊された。
- (3) 池田温による同目録前言には、仁井田によって収集された資料の特徴についての解説がなされている。
- (4) 仁井田の行った調査の再調査報告として、前川亨「北京市内旧工商ギルド会館調査報告初編（上）（下）」（副題は『仁井田陞博士輯 北京工商ギルド資料集』所載会館の再調査」（東

京大学東洋文化研究所『東洋文化研究所紀要』、上は第152冊、2007年12月。下は第153冊、2008年3月）があり、前川は「下」において東嶽廟につきギルドの語を用いることは必ずしも適切ではないが、しかし、研究対象としては含まれるべきであることを述べている。

- (5) 森川裕貫「五四前後における高一涵の思想形成」(『中国－社会と文化』25号、2010年7月31日、195－210頁)は民国期に国民党の政治家で1949年には南京大学法学院長などをつとめた高一涵の1910年代から1920年代にかけての執筆活動からその思想を研究するが、その中には聯省自治のほかにも職業団体を軸とするギルド社会主義が含まれていたことを指摘する。
- (6) 同書の書評として曾田三郎「上海総商会の通史的研究」(東方書店『東方』145号、1993年4月5日、31－33頁)がある。
- (7) 上海に関連する資料のうち、『上海総商会組織史資料彙編』(2冊)は未見である。商事裁判については、後に商事公断処という形で制度化された。これについては、馬敏『商人精神的嬗変－近代中国商人観念研究』(華中師範大学出版社、2001年10月)163－186頁に成立についての経緯の紹介がある。公断処は調停までを行うが、フランス流の商事裁判所(商人裁判所か)設立までを企図していたことも含まれている。商事公断処については、筆者も若干の紹介を行ったことがある。拙稿「調停から見ると中国近世・近代法史」(川口由彦編著『調停の近代』勁草書房、日本近代法史の探求1、2011年1月15日、239－273頁)も参照されたい。
- (8) 天津・蘇州・上海以外にも商会関連の資料集の出版が行われている。これらについての検討は今後の課題とする。
- (9) 第1輯(1903－1911)上・下冊(1989年出版)、第2輯(1912－1928)全4冊(1992年出版)、第3輯(1928－1937)上・下冊(1995年出版)、第4輯(1937－1945)(1997年出版)、第5輯(1945－1950)(1998年出版)。なお、出版情報によれば、天津市档案馆編『天津商会档案』(全29冊、天津古籍出版社、2010年10月)なる資料集もあるとのことだが、未見である。天津商会を中心とした商会研究の動向は、宋美雲(上田貴子訳)「報告：近代天津商会と都市の近代化及び近年の商会史研究の動向」(現代中国研究会『現代中国研究』23号、2008年、86－105頁)を参照した。また商会研究の概観を得るにあたって陳来幸「清末民初の商会と中国社会」(『現代中国』70号、1996年7月、172－185頁)を参照した。上記宋論文では海外の商会の研究として陳来幸「通過中華総商会ネットワーク論日本大正時期的阪神華僑與中日関係」(『華僑華人歴史研究』2000年)を挙げているが未見。陳は阪神地区の華僑の活動、とくに神戸華僑総務商会の研究の第一人者である。
- (10) 虞1992年書は、清末・民国前期の著述の詳細さに比して国民党政権期の著述は量的には少ない。しかし、1998年11月12日に中国社会科学院・近代史研究所にて面談したときには(同書もそのときに拝受した)、国民党政権期にはさらに発展したという見通しを持っている旨をうかがった。財界出身者が政界においても活動するという事は中国史上新たな現象であることはそれを示すものであるとのことである。権力者と商人との癒着や政府の腐敗や商人の野望といった物語ではなく、財界での活躍の業績によって政界に進出し、そこでも活躍するという物語への組み立ても可能なのであって重要な指摘である。この場を借りて謝意を表す。

(11) 近年の成果のひとつに魏淑君『近代中国公司法史論』（上海社会科学院出版社、中国浦東幹部学院博士文庫第二輯、2009年6月）がある。同書は、清末の公司律から1946年の「公司法」（会社法）までの歴史的考察を行っている。1904年の公司律制定の背景には在華外国商人の存在と中国側の実業救国とがあったとする。同様に1914年の公司条例制定にあたっては商人たちの検討や要求も背景にあり、1929年の公司法においては国民党による社会本意の思潮が背景にあり、1946年には戦後復興の必要性和アメリカからの要求があったとする。こうした社会的背景との関係で主要な会社法の内容及び施行状況を検討している。これらのことは商会や同業公会とも重なることである。

また、個々の同業公会についても今後の課題としたい。近年の成果としては、上海銀行公会については、王晶『上海銀行公会研究（1927-1937）』（上海人民出版社、中国金融史叢刊、2009年9月）及び張天改『上海銀行公会研究（1937-1945）』（上海人民出版社、中国金融史叢刊、2009年9月）がある。それ以外においても研究や資料などがあるかと思うが、まずはそれらの整理から目指したい。

主要参考文献（本文または注において挙げたものを除く）

金志霖『英国行会史』（上海社会科学院出版社、1996年）。

張垣忠『上海総商会研究（1902～1929）』（知書房、台北、1996年）。

潘勁『農産品行業協會的治理機制研究』（中国農業出版社、2005年）。

王建芹等著『從管制到規制』（群言出版社、2007年）。

拙稿「中国近代における『私』の『法』制度化と『民』の『公』化」（日本学術会議『学術の動向』12巻8号、1-24頁、2007年）。

孫春苗「行業協會管理改革的比較研究—基於双重管理体制」（『中国非営利評論』第三卷、社会科学文献出版社、2008年、113-129頁）。

駒形哲哉「産業発展と業界組織—日中自転車産業の比較から」（丸川智雄編『中国の産業集積の探求』（東京大学社会科学研究所『現代中国研究拠点 研究シリーズ』No.4、2009年、1-30頁）。

魯籬「行業協會限制競争行為的責任制度研究」（『中国法学』2009年2期、81-91頁。『複印報刊資料』2009年7期、22-32頁にも転載）。

王名・孫春苗「行業協會論綱」（『中国非営利評論』第四卷、社会科学文献出版社、2009年、1-39頁）。

姚麗霞「公民結社権在虚偽環境中的運用」（『法学』2010年1期、57-66頁）。

劉水林「農民組織法律問題研究」（『法商研究』2010年3期、101-110頁）。

費長山「論政府在公民發展中的責任」（『政治與法律』2010年4期、58-66頁）。

呂林「論我國民間組織設立制度之完善」（『複印報刊資料 D411 憲法学、行政法学』2010年12期、

58-63頁。原載は『重慶師範大学学报』哲学社会科学版、2010年4期、122-128頁)。

『法制日報』2011年3月3日6面「全国工商反壟断執法第一案辦結」。

拙稿「中国近代商事糾紛解決制度概観与今後之研究課題」(渠涛主編『中日民商法研究』(第11卷)(法律出版社、351-358頁、2012年)。

拙稿「市民社会形成過程の観点から見た最近の中国法の動向—結社の自由と無罪の推定とを中心に—」(『季刊中国』No.115、2013年冬季号、15-26頁)。

補論

小論本文脱稿後に知り得た研究動向としては、商会関係の史料整理の進展・公刊によるものがある。天津については、『天津近代商会檔案選編』(全9冊、天津古籍出版社、2017年)、蘇州については、本文中において触れた『蘇州商会檔案叢編』の第五輯(2010年)、第六輯(2011年)がある。また、研究成果としては、李学蘭『商人団体習慣法研究』(中国社会科学出版社、2010年)がある。2013年以前の出版物については、筆者が出版情報を得るのが遅かったり、本文において言及できなかったものである。これら以外にも史料整理の進展による公刊があり、また、近年では中国人民大学図書館・中国紹介檔案数拠庫のようなデジタル化されたデータベースもあるが、検討は今後の課題としたい。

小論本文脱稿後の筆者による成果としては、「温州における商会・行業協會の聴き取り調査及び調査實習報告」(『東洋法制史研究会通信』29号、2016年)がある。小論とあわせて科学研究費補助金基盤研究A「権威主義体制と市場を媒介する法と政治—中国的メカニズムの解明」(課題番号22243001、代表鈴木賢北海道大学教授、平成22年度-26年度)の成果の一部でもある。なお、小論につき『社会体制と法』14号に掲載される予定である旨の記載があるが、本号での発表となった。